

## 総合評価落札方式について（造林・生産事業）

### 1. 総合評価落札方式への参加について

造林・生産事業にかかる総合評価落札方式は、品質の向上を図る観点から、一定の支払いに対する最も価値の高いサービスを提供することを目的として、土木工事と同様、評価点を入札価格で除する「除算方式」により落札者を決定しています。（参考 1）

#### （1）技術提案書への記入について

技術提案書は、特に、「安全管理への工夫と対策」「事業期間の設定、工程管理に関わる工夫等技術的所見」「事業上の課題に関わる技術的所見」「品質の確認方法および管理方法に対する技術的所見」の4項目について、それぞれ最大で12点、合計で48点（加算点の5割）の技術点が加点されることから、積極的な記入をお願いします。

記載にあたっては、当該事業実施に関して、具体的に留意して取り組む提案内容（何のために何をいくつどのようにするなど）の記載をお願いします。なお、この場合、適切な提案と評価されなくてもマイナス評価となりません。（提案内容が適切でなく、改善の余地がある場合には提案内容の不採用を通知するのみ）

#### （2）ワーク・ライフ・バランス等推進企業の取組に関する評価項目の追加について

平成29年4月1日以降に公告する入札については、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月すべての女性が輝く社会づくり本部決定、本部長：内閣総理大臣）等を踏まえ、全府省統一的にワーク・ライフ・バランス等推進企業（※）を評価することとしています。

※女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法に基づき認定を受けた企業その他これに準ずる企業

これを受け、造林・生産事業の総合評価落札方式においても、参考2のとおり評価項目を追加することとしています。特に、従業員数の少ない企業を対象としていますので、これらについて取り組んでいる事業者の方は、技術提案書提出時に「認定通知書」や「行動計画策定届」の写しの提出をお願いします。（参考 2）

そのほか申請時に参考資料として、提出書類の漏れがないかどうか確認可能な「チェックシート」、申請書類の作成方法の解説としての「チェックリスト」をホームページに掲載しているところでもありますので、作成・提出の際にご活用ください。なお、提出期限前であれば、提出済みの申請書の訂正や差し替えによる再提出が可能です。（参考 3）

### 2. 発注情報の入手について

#### （1）一般競争入札に関する「お知らせメール」の利用について

近畿中国森林管理局では、独自に平成26年11月から一般競争入札に関する「お知らせメール」の配信サービスを開始しており、現在、造林又は素材生産事業には総数で約260社が登録しています。配信されるメールの内容は、「〇〇森林管理署の〇〇事業に係る入札情報が局ホームページに公表されましたのでお知らせします。」となっており便利な機能ですので、未登録の方は局ホームページにより配信申し込みをお願いします。（参考 4）

#### （2）将来の発注見通しの公表について

発注見通しを公表することにより、効率的な林業活動を推進するため、当該年度に発注を予定している案件をホームページ等により公表しますので参考にしてください。

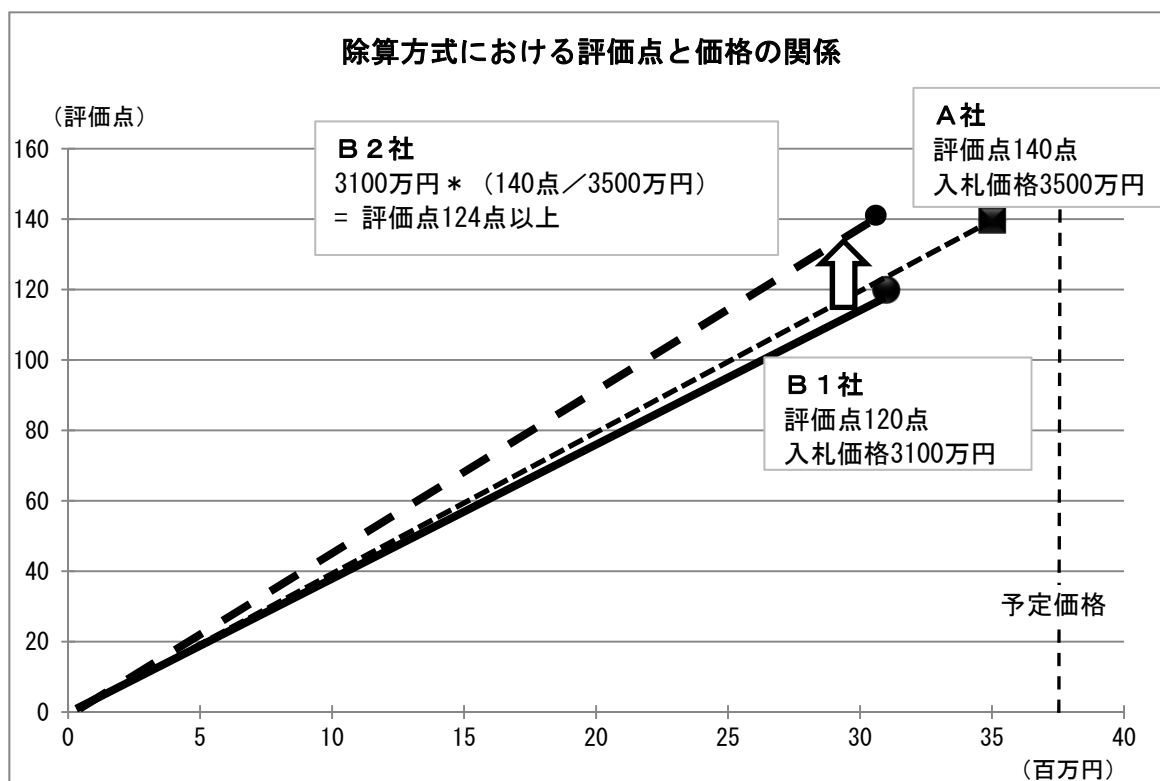
（参考 5）

## 総合評価落札方式（造林・生産事業）の概要

### 1 評価値の算出方法

- ① 「標準点」を100点、「加算点」は最大で96点。(※)
- ② 必須の評価項目（3（2））の要求要件を満たしていれば、標準点100点。
- ③ 「加算点」の算出方法は、3（3）評価項目（事業計画、企業の事業実績、配置予定現場代理人の能力、地域への貢献、企業の信頼性）について評価し得られた評価点の合計値。
- ④ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点+加算点} ÷ 入札価格、以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

(※) 平成29年4月1日公告より適用の加算点



## 2 評価項目及び評価点の内容

### (1) 必須項目 (標準点)

評価項目		評価の内容	評価点
実施体制	事業期間の設定の適切性	事業計画の工程表が公告の事業期間内となっていれば適切と認める。	3項目全てが適切と認めれば
	工程管理の適切性	事業計画の工程表が事業内訳書の事業期間となっていれば適切と認める。	
	事業実施に必要な有資格者の有無	事業従事者が事業実施に必要な資格を有していれば適切と認める。	100点

### (2) 加算項目 (加算点)

#### ※ 平成 29 年 4 月 1 日以降の公告より適用

評価項目		評価の内容	評価点
事業計画	安全管理への工夫と対策	設計図書、関係法令に定める以上の安全対策の工夫と対策の提案	12点
	事業期間設定、工程管理の適切性	事業期間の設定、工程管理に関する技術的な提案	12点
	発注者が指定した事業上の課題への対応の適切性	課題への対応が、事業計画で示す以上の工夫があり、現場の条件に対応した具体的な提案	12点
	発注者が指定した工法等の品質の確認方法等の適切性	課題への対応が、仕様書等で定める性能・品質以上の工夫があり、現場条件に対応した具体的な提案	12点
企業の事業実績	同種事業の実績 (過去 15 年間)	平成 14 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日の間に、引渡し完了した同種事業実績 (国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請けに係る実績も含む。) の有無	3点
	事業成績評定点 (過去 2 年間の平均点)	平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの国有林野事業の当該事業における事業成績評定の平均点	6点
	低入札価格調査対象事業の有無 (過去 1 年間)	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日の間における近畿中国森林管理局所掌事業 (造林・生産) での低入札価格対象の事業の有無と、有の場合の当該事業の事業成績評定点	2点
	事業に関する表彰実績 (過去 10 年間)	平成 19 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日の間の農林水産省、国 (他機関)、都道府県又は市町村の事業における事業実行に関する表彰実績の有無	1点
	本店、支店又は営業所の所在の有無	当該事業実施府県内に本店、支店又は営業所の有無	4点
	一括発注等の事業成績評定点 (過去 5 年間)	平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に完成、引渡が完了した国有林野事業における一括発注 (造林及び生産事業) 及び民間競争入札 (生産事業に係る複数年契約) の事業成績評定点	2点
	配置予定現場	平成 14 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日の間に、農林水産省、国 (他機関)、都道府県又は市町村等の同種の事業における現場代理人としての実績の有無	3点
代理人等の能力	配置予定現場代理人等の保有資格	林業技士、作業士等又は、造林、素材生産の事業の実行に関し 10 年以上の実務経験を有する者の有無	2点
	配置予定現場代理人等の継続教育 (CPD) の取組	過去 1 年間 (平成 28 年度) に森林分野等に関する継続教育 (CPD) の取得ポイントの有無	1点
	配置予定の現場代理人及び技術者の研修等の受講状況	「低コスト作業路企画者養成研修」等及び地方自治体等の「低コスト作業システム研修」等の受講者の有無	2点

地域への	災害協定等の有無（現在の締結）	農林水産省、国（他機関）、府県又は市町村との災害協定等の締結の有無（発注署等が所在する府県内の実績に限る）	2点
貢献	国土緑化活動等に関する取組（過去2年間）	平成27年4月1日から平成29年3月31日の間の国有林及び民有林における森林整備活動、国又は地方公共団体との分収育林等の取り組み実績の有無（近畿中国森林管理局管内の実績に限る）	2点
	ボランティア活動の実績（過去2年間）	平成27年4月1日から平成29年3月31日の間の地域におけるボランティア活動（防災、災害及び森林に関するものに限る）の実績の有無（発注署等が所在する府県内の実績に限る）	1点
	有害鳥獣対策への協力活動の有無（過去1年間）	過去1年間（平成28年度）に、国、府県、市町村、及び地元自治体等に対する有害鳥獣対策への協力活動の実績の有無（近畿中国森林管理局管内の実績に限る）	2点
企業の信頼性	作業員の雇用形態	事業に従事する作業員全員に対する過半数の直接雇用かつ常用雇用の有無（事業協同組合については、当該事業協同組合が直接雇用した者を直接雇用者として扱う）	3点
	労働福祉の状況	配置予定作業員のうち、直接雇用者全員の退職金共済契約締結の事実の有無	3点
	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定企業」の申請に係る一般事業主行動計画の策定状況 次世代法に基づく「くるみん認定企業」「プラチナくるみん認定企業」の認定の有無 若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」の認定の有無	3点
	安全対策（過去1年間）	平成28年4月1日から平成29年3月31日の間に休業4日以上労働災害の有無（民有林も含む）	3点
	不誠実な行為（過去2年間）	平成27年4月1日から平成29年3月31日の間に指名停止の処分又は文書による指導・注意を受けたことの有無	3点

## ワーク・ライフ・バランス等推進企業の取組について

## ○ワーク・ライフ・バランスの推進に係る認定企業の概要

認定企業	根拠法	概要
えるぼし認定企業	女性活躍推進法	平成28年4月1日から、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要があります。 行動計画の策定、策定した旨の届け出を行った事業主のうち女性の活躍推進に関する状況が優良な企業は都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。 「採用・継続就業・労働時間等の働き方・管理職比率・多様なキャリアコース」の5つの評価項目を満たす項目数に応じて取得できる認定段階が決まります。 (300人以下の事業主は努力義務)
くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業	次世代育成支援対策推進法	次世代法の有効期限が平成37年3月31日まで延長され、引き続き、労働者の仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備や多様な労働条件の整備などについての一般事業主行動計画(計画期間・目標・目標達成のための対策及び実施時期等)を策定し、都道府県労働局に届け出を行って頂く必要があります。 計画に定めた目標を一定基準満たした事業主が申請することで、認定基準に基づき都道府県労働局長の認定を受けることとなります。 (100人以下の事業主は努力義務)
ユースエール認定企業	若者雇用促進法	ユースエール認定(若者雇用促進法に基づく認定)制度は、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。 認定に当たっては認定日における直近の事業年度で要件を満たしている必要があり、要件確認のため、事業年度終了後1ヶ月以内に確認書類を提出して頂く必要があります。 (常時雇用する労働者が300人以下の事業主が認定対象)

○国有林の造林・生産事業においてもワーク・ライフ・バランスの取組を推進する認定企業等を評価することとなり、H28年度中に総合評価の評価項目の設定を行いH29年度より導入を開始。

## ○ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定基準

認定等区分(根拠法律)	認定要件	認定基準	備考
えるぼし認定企業 (女性活躍推進法)	認定基準を満たす数に応じ 1段階:1つ又は2つ 2段階:3つ又は4つ 3段階:5つ全て	①男女別の採用における競争倍率が同程度であること ②「女性労働者の平均継続勤務年数/男性労働者の平均継続勤務年数」が0.7以上 又は「女性労働者の継続雇用割合/男性労働者の継続雇用割合」が0.8以上 ③労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が45時間未満 ④「管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上」 ⑤以下について1項目以上の実績 a 女性の非正社員から正社員への転換 b 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 c 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 d おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用	常時雇用する従業員が301人以上の事業主については、行動計画の策定・届出・公表が義務
くるみん認定企業 (次世代育成支援対策推進法)	9項目全てを満たす必要	①行動計画の策定 ②行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること ③策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと ④策定した行動計画について、公表・周知していること ⑤男性従業員のうち育児休業等取得した者が1人以上いること ⑥女性従業員の育児休業等取得率が75%以上であること ⑦育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度を講じていること ⑧次の措置について具体的な目標を定めて実施していること a 所定外労働の削減のための措置 b 年次有給休暇の取得の促進のための措置 c 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置 ⑨法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと	常時雇用する従業員が101人以上は行動計画の策定・届出義務
ユースエール認定企業 (若者雇用促進法)	12項目全てを満たす必要	①学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること ②若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること ③次の要件を満たしていること ・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ・正社員として就職した人の離職率が20%以下 ・月平均所定外労働時間が20時間以下又は週労働時間が60時間以上の正社員の割合が5%以下 ・正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上又は年平均取得日数が10日以上 ・男性労働者の育児休業などの所得者が1人以上または女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上 ④新卒者などの採用者数、研修内容、月平均の所定外労働時間等について公表していること ⑤過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと ⑥過去3年間に認定基準を満たさなくなったことよって認定を辞退していないこと ⑦過去3年間に新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと ⑧過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと ⑨暴力団関係事業主でないこと ⑩風俗営業等関係事業主でないこと ⑪各種助成金の不支給措置を受けていないこと ⑫重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	常時雇用する労働者が300人以下の中小企業が認定対象

ホーム

- ＞ 申請・お問い合わせ
- ＞ 公売・入札情報
- ＞ 入札情報
- ＞ 各種様式・約款
- ＞ **競争参加資格確認申請書様式**

**競争参加資格確認申請書様式**

製品生産事業・造林事業（一般競争・総合評価）（ワード：522KB）（平成28年4月1日公告より適用）

製品生産事業・造林事業（一般競争・総合評価）（ワード：522KB）

製品生産事業・造林事業（一般競争・価格競争）（ワード：309KB）（平成28年4月1日公告より適用）

製品生産事業・造林事業（一般競争・価格競争）（ワード：309KB）

**競争参加資格申請書、技術提案書提出時のチェックリスト（造林・生産用）（PDF：264KB）**

**競争参加資格確認申請書作成チェックシート（造林・素材生産事業）（PDF：102KB）**

お問合せ先

総務企画部経理課

ダイヤルイン：050-3160-6700

FAX 番号：06-6881-3454

## ホーム

- ＞ 申請・お問い合わせ
- ＞ 公売・入札情報
- ＞ 入札情報
- ＞ 一般競争入札に関する「お知らせメール」の配信について

### 一般競争入札に関する「お知らせメール」の配信について

日頃から、近畿中国森林管理局における請負事業の実施にあたり、ご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

この度、近畿中国森林管理局では、治山工事・林道工事・造林事業・素材生産事業・立木販売における一般競争入札の実施に当たり、より多くの事業者の皆様に参加いただけるよう、入札公告がなされた旨のお知らせを直接事業者の皆様へ配信しています。

配信の申込は随時受け付けておりますので、これらの一般競争入札に関するお知らせの配信を希望される方は、別紙「配信申込書」(ワード：38KB) に所要事項を記載のうえ、下記アドレスにメール送信いただきますようお願い申し上げます。

なお、配信されるメールの内容は、「〇〇森林管理署の〇〇事業に係る入札情報が局ホームページに公表されましたのでお知らせします。」となりますので、詳細は局ホームページでご確認下さい。なお、事業者の皆様の事業所等が所在する府県以外の当局管内の入札情報も配信されますのでご了承願います。

当局において登録が完了した事業者の皆様には、局ホームページに公表した入札公告を「kc\_bid@maff.go.jp」のアドレスから上記内容で配信します。

#### 記

配信申込書送信先           kc\_bid@maff.go.jp

別紙：配信申込書（ワード：38KB）

#### お問合せ先

総務企画部総務課

担当者：広報主任官

代表：050-3160-6700（内線 3496）

ダイヤルイン：050-3160-6763

FAX 番号：06-6881-3564

ホーム

- ＞ 申請・お問い合わせ
- ＞ 公売・入札情報
- ＞ 入札情報
- ＞ 公共工事等の入札及び契約情報の公表
- ＞ 平成 28 年度 森林管理署等の素材生産・造林等事業発注見通し

平成 28 年度 森林管理署等の素材生産・造林等事業発注見通し

石川森林管理署(PDF : 62KB) (平成 29 年 1 月 6 日見直し)  
福井森林管理署(PDF : 94KB) (平成 29 年 1 月 10 日見直し)  
三重森林管理署(PDF : 91KB) (平成 29 年 1 月 6 日見直し)  
滋賀森林管理署(PDF : 47KB) (平成 29 年 1 月 5 日見直し)  
京都大阪森林管理事務所(PDF : 34KB) (平成 29 年 1 月 10 日見直し)  
兵庫森林管理署(PDF : 77KB) (平成 29 年 1 月 6 日見直し)  
奈良森林管理事務所(PDF : 73KB) (平成 29 年 1 月 19 日見直し)  
和歌山森林管理署(PDF : 219KB) (平成 29 年 1 月 25 日見直し)  
鳥取森林管理署 (PDF : 83KB) (平成 28 年 11 月 7 日見直し)  
島根森林管理署(PDF : 85KB) (平成 29 年 1 月 4 日見直し)  
岡山森林管理署(PDF : 67KB) (平成 29 年 1 月 4 日見直し)  
広島北部森林管理署(PDF : 72KB) (平成 29 年 1 月 5 日見直し)  
広島森林管理署(PDF : 105KB) (平成 29 年 1 月 5 日見直し)

お問合せ先

総務企画部経理課

ダイヤルイン : 050-3160-6700

FAX 番号 : 06-6881-3454